

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	ムライティブ県において、紛争によって崩壊したコミュニティが再建され、また帰還漁民の生活が向上する。
(2) 事業の必要性(背景)	<p>(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ スリランカ国では1983年に始まった多数民族シンハラ人の政権に対して少数民族タミル人が分離独立を求めた内戦が、2009年5月終結し、2010年から徐々に難民の帰還が始まった。難民の多くは内戦が発生した1983年前後に出身地を離れ、26年間に何回も避難を繰り返したため生活基盤を喪失し、村落の共同性も失われている場合が多い。これら帰還民が生業によって所得を得られるようになり、生活が安定し、コミュニティの絆を回復することが必要とされている。</p> <p>(イ) 申請事業の必要性 ムライティブ県は、内戦の最終段階で戦場となった地域であり、住民は2010年から2012年にかけて徐々に帰還しているが、住宅、漁業・農業設備、社会・経済インフラなどのすべてが崩壊しており、ゼロから立て直さなければならない。当事業の対象地域、マリタイムパットゥ郡は沿岸地域で内戦による破壊も大きい。当団体は2013年3月から7月までに日本NGO連携無償資金協力緊急人道支援として提案事業と同じ対象地域で井戸の提供ならびに漁業協同組合の強化支援を行っている。</p> <p>(1) コミュニティ再建支援</p> <ul style="list-style-type: none"> この地域は内戦以前から西海岸からのシンハラ人季節移住漁民が多かったところであるが、内戦終了後、シンハラ人移住者がふえており、漁場をめぐる民族間の緊張がある。またタミル人帰還民の間でも、インドに避難していた人、スリランカ国内の他の地域に避難していた人、ムライティブ県内の各地に避難していた人などさまざまな人が帰還しており、コミュニティの再建が帰還民の生活の安定のためにも必須である。 この対象地域3村においては漁業協同組合をはじめとする住民団体が集まって、地域の問題を話し合ったり、文化行事を行ったり、児童が遊んだりする施設がない。したがって諸行事を屋外で行っているため、雨季には実施がむずかしく、住民が共通に使える建物の建設が望まれている。 対象地域のなかでもコクライ村ではシンハラ人の移住問題が深刻となっている。帰還民や移住してきたシンハラ人の多くはカトリック教徒であるため、カトリック教会の司祭が、相互の理解を深めるための各種の文化行事、学齢前の子供の保育などを行おうとしている。シンハラ人、タミル人の子供たちが互いの言語を理解し、一緒に遊べるようになるために使用できる建物が必要とされている。 <p>(2) 漁業復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> コクライ村、カルナドゥガーニ村、コクトルワイ村にはおよそ

	<p>870 世帯の避難民が帰還し、うち 338 世帯は漁業者である¹。内戦によって漁具はすべて失われた。帰還後、国際組織の支援によって、漁具を得たり、あるいは独自にお金を借りて中古の漁船を買ったりして細々と生業を開始している。なお、当団体も 2012 年 3 月から同 12 月までこの地域でジャパン・プラットフォームの支援によって漁船、漁網の支援を行った。船着き場、セリ場などの経済社会インフラも破壊されてしまっており、漁業復興にとって、それらの再建は必須である。いまだ漁民の収入は低く、現状では、漁具を得ることのできた漁民が豊漁期に 8000 ルピー以上の収入を得ているが、その数は全体の 2 割程度で、他はほとんど無収入、運が良い時には漁業の手伝いなどで日当（500 ルピー相当の魚など）を得るが月に 5 日以内程度で安定していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いずれの地域においてもスリランカ国の法律に基づいて村落単位で漁業協同組合が組織されているが、長期にわたった避難生活のために組合運営などについての経験を欠いている。他の地域では漁協がセリ場を経営して漁獲売上の一部で漁協経費を捻出しているが、ここではセリ場がないために、漁民は獲った魚をコロンボ等からくる仲買人に個別に販売し、仲買人からは言い値で買い取られている。漁業の円滑な発展と漁業者の生活の安全のためには漁業協同組合を強化することが必要である。 ● 同郡には 35,000 人のタミル人、イスラム教徒の帰還民が帰還した上に、ニガンボ、チラウ、プッタラムなど同国西海岸のシンハラ人漁民が多く移住してきており、早晚沿岸水産資源の枯渇という問題が発生するであろうことについて、スリランカ漁業省水産局など政府関係者が危惧を表明している。徐々に「獲る漁業」から「育てる漁業」＝畜養、養殖への移行が必要とされ、漁業省の職員、漁協の代表者などからその面での日本の技術への期待が表明されている。
<p>(3) 事業内容</p>	<p>1983 年の内戦開始と同時に難民となり 2011 年あるいは 2012 年まで帰還を認められなかったムライティブ島の南部、コクライ・ラグーンを囲むマリタイムパットゥ郡コクライ村、カルナドゥガーニ村およびコクトルワイ村の帰還民がコミュニティを再建し、漁業を再開して、生活を改善することを支援する。</p> <p>3 年計画で、1 年目にコミュニティセンターを建設し、地域内の住民が、保育や学習を含む各種の集まりに使える場を提供し、漁業協同組合を対象とする研修によって 2 年目以降の生活再建支援の準備を行う。2 年目にはセリ場、船着き場の建設と漁業協同組合の強化、3 年目で新しいタイプの持続可能な養殖の開始をめざして、生活再建の支援を行う。</p> <p>(ア) <u>コミュニティの再建支援</u></p> <p>① コミュニティセンターの建設（1 年目）</p> <p>1 年目にコクライ村、カルナドゥガーニ村、コクトルワイ村の</p>

¹ 2013 年 5 月現在の調査結果（県次官事務所より入手）。帰還が継続しており世帯数がさらに増加することが予測される。

中心部にコミュニティセンターを建設し、カトリック教会の神父らの地域指導者と協力して地域に住む子供たちを含む全住民（約3,070名）がシンハラ人であれ、タミル人であれ、一緒に利用できる場を提供する。このコミュニティセンターは帰還民が生業のためのさまざまな技術を学び、スポーツや音楽を共に楽しみ、地域内の問題を一緒に集って話し合うことを通じてコミュニティの再建に資することを目的とする。

② コミュニティセンター運営委員会の組織と研修（1年目）

コミュニティセンターの建設に当たって、各地域の村落議会や漁業協同組合の代表など、その地域の主だった人を中心として、コミュニティセンター運営委員会を組織する。この委員会が中心となって、設計や施設に関する住民の意見を集める。

同運営委員が施設完成後の日常的な施設管理並びにプログラム運営を適切に行うことができるように、各村の運営委員会のメンバーを対象として、半年間、研修を実施、定期的な会合を開くこと、月報作成、センターの利用記録などを訓練する。また、運営委員会の役員を対象に、ジャフナ県の優良なコミュニティセンターの運営の視察研修を実施する。

センターの利用規則を作成し、個人や特定グループの利益に資するような事業は行わないことなどを明記する。コミュニティセンターが当団体撤退後も目的に沿って運営されるために、運営委員が地域の住民に信頼され、地域社会全体の利益を考慮する人々で構成されるように配慮し、今後、地域内に学校などが拡充されてきたらそれらの機関と提携する、地域の県知事次官、郡長などの行政との提携を密にして、当事業終了後も目的に沿った活動が継続されるための保障とする。

③ 各種プログラムの実施（1年目～3年目）

コミュニティセンター完成後、このセンターを使って就学前の児童の保育（週5日・各村30名程度）、就学児童へのシンハラ語・タミル語の語学教室や音楽・絵画教室（週3日・各回50名程度）、青年層へのゲーム大会やスポーツ大会（月2日・各回30名程度）などコミュニティ再建のために各種のプログラムを、通年実施する（詳細は別添4を参照）。当初は当団体職員も、企画運営に参加するが、徐々に上記の運営委員会がプログラムの企画運営を行うように指導し、2年目から運営をゆだねていく。運営に当たっては多民族が共同で利用あるいは参加できるような配慮を行う。年間のプログラムの参加者総数はおよそ1000名である。

(イ) 生活再建支援

① 漁業協同組合運営教育（1年目～3年目）

当団体職員が各漁協を巡回して月に1回、適切な会計管理、漁獲、販売管理がなされているかを確認する。必要に応じ、役員を対象としたマネージメント研修を実施する。

セリ場、船着き場の建設にあたり、3村の組合役員を対象とし

て、それぞれ2日ずつの管理・運営研修を行い、施設の適切な管理方法、施設を使用した漁協の効率的な運営について教育する。

② セリ場の建設（2年目）

コクライ村、カルナドゥガーニ村、コクトルワイ村の3村各村に水産物のセリ場を建設し、338世帯の帰還漁民が安定した所得を得られるように支援する。このセリ場建設は住民参加の方法で実施し、施工管理は漁協が行う。セリ場は陸地に建設するので、「鳥類保護区」の指定を受けていないが、環境負荷のない建設方法および資材を採用する。施設完成後は各地区の漁業協同組合によって保守、運営され、その運営によって保守経費だけではなく、漁業協同組合の組織維持の経費も捻出されるようにする。

③ 船着き場の建設（2年目）

コクライ村の近隣集落でラグーン漁業を行う、およそ70世帯のために船着き場を建設する。船着場が建設されることで、現在は泥のなかを苦勞して運んでいるカヌーとボートの岸への停泊を可能とするとともに、現在ばらばらに停泊されているカヌーが一箇所に集められ、セリ場への導線も形成されることを想定している。船着き場は、コクライ地区の帰還漁民にニーズ調査を行った時に一番に挙げられた課題であり、漁業省ムライティブ事務所からも要請があり、建設に協力する旨の申し出がある（別添）。ただし当該ラグーンが「鳥類保護区」に当たるため複数の政府機関（湾岸保護局、環境省、野生生物保護局の各地域事務所）の許可が必要なので、1年目にこれらの許可を得て²、2年目に環境負荷の少ない構造の船着場を建設する計画である。なお下記、蓄養漁業を実施する場合にも、カヌーは使用するので船着き場は有効である。この船着場は完成後、コクライ地区の漁業協同組合に譲渡され、同組合によって保守、運営される。

④ 「獲る漁業」から「育てる漁業」への移行（2年目－3年目）

2年目に日本人専門家（別添参照）の派遣を行って現地および周辺地域における、えび・かに・なまこ・海藻などの養殖・畜養に関して詳細調査し、漁業関係者と協議して対象海域で適切な養殖方法、ネットなどを決定する。3年目にも同じ専門家を再度、派遣して3村338世帯を対象にした研修、養殖施設の設置による持続可能な漁業の導入を実施する。養殖場に関しては、閉鎖性の施設を建設するわけではなく、ケージや小規模なネットに対応するので環境負荷はなく、担当の漁業省水産局からもその確認を得ており、併せて漁協等と協力し公平かつ持続的な養殖事業の実施のための規則をつくっていく。

² 環境省は、事業の承認書を確認したのち、検査官を現地に派遣し、設計図と現場を確認してその設計をあるいは変更を求めるといった手続きを経て建設を許可する。したがって当事業の承認を得ることができたら、初年度に手続きを完了し、2年目に建設を開始する予定である。

<p>(4) 持続発展性</p>	<p>① コミュニティセンターは、プラデッシュ・サバ（村落議会）の許可を得て建設し、建設と同時に運営委員会が日常的な維持管理と運営を行えるようにする。当事業終了時には、各村のプラデッシュ・サバ(村落議会)に移譲し、その下で引き続き運営委員会が日常管理を行ない、上記の目的に沿ってセンターを運営するように事業期間の3年間にトレーニングする。</p> <p>② 船着き場、セリ場、養殖施設は事業終了後、それぞれの村単位で組織されている漁業協同組合に移譲し、同組合が管理責任を負って、地域の漁業者が平等に裨益できるようにする。漁業協同組合を対象として施設の管理研修を行って漁協が継続的に維持管理できるようにする。</p> <p>③ 当団体としては当事業終了後もスリランカでの事業を継続するので、定期的にモニタリングを実施する。</p>
<p>(5) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>(ア) コミュニティ再建支援</p> <p>コミュニティセンターで就学前の児童を含む住民全員（3,070人）を対象に住民たち自身による諸プログラムが実施され、コミュニティ再建に寄与する。</p> <p>【成果を測る指標】</p> <p>(1) コミュニティセンター運営委員会が月一回の定例会議を開いている。</p> <p>(2) コミュニティセンターで、センターの目的に沿ったプログラムが住民によって実施される日数が月15日以上。</p> <p>(3) コミュニティセンターがあることで漁協や女性団体、自治会などの地域団体が活性化し、コミュニティ強化につながったことがアンケート調査によって明らかになる。</p> <p>(4) コミュニティセンターの保育や語学教室などのプログラムが住民の生活向上に寄与していることが事前事後の生活実態調査によって明らかになる。</p> <p>(イ) 生活再建支援</p> <p>3村の漁業者338世帯が漁業を開始することができ、所得を得て自立した生活を営むことができるようになる。</p> <p>資源保全型の蓄養漁業への関心が高まり、水産資源の枯渇を防ぐ持続可能な漁業が導入される。</p> <p>【成果を測る指標】</p> <p>(1) 3村の漁業世帯が貧困ライン以上の安定した所得をえられる（スリランカ国の貧困ラインは2012年で平均3472ルピーとされている）。</p> <p>(2) 地域内の漁家338世帯の2割が蓄養に取り組み始めている。</p>